

改正後	改正前
を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 (8)～(12) <現行どおり> 第199条～第201条 <現行どおり> (記録の整備) 第202条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1)～(2) <現行どおり> (3) 第198条第6号の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4)～(5) <現行どおり> (6) 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第41条第2項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (10) <現行どおり> (準用) 第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、<u>第107条および第107条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33	(7)～(11) <省略> 第199条～第201条 <省略> (記録の整備) 第202条 <省略> 2 <省略> (1)～(2) <省略> (3) 第198条第6号に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4)～(5) <省略> (6) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第41条第2項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (10) <省略> (準用) 第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで<u>および第107条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第

改正後	改正前
条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第1項中「この節」とあるのは「第11章第4節」と、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条および第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。 第204条 <現行どおり>	35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第1項中「この節」とあるのは「第11章第4節」と、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条および第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。 第204条 <省略>

(草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例（平成30年草津市条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 <現行どおり> (基本方針) 第3条 <現行どおり> 2～3 <現行どおり> 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u>（以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。	第1条～第2条 <省略> (基本方針) 第3条 <省略> 2～3 <省略> 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、<u>地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

改正後	改正前
5～6 《現行どおり》 (従業者の員数) 第4条 《現行どおり》 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、または法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項および第13条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44</u> またはその端数を増すごとに1とする。 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用および管理を行う指定居宅介護支援事業者および指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49またはその端数を増すごとに1とする。 (管理者) 第5条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） (内容および手続の説明および同意) 第6条 《現行どおり》 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者またはその家族に対し</u>、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	5～6 《省略》 (従業者の員数) 第4条 《省略》 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u> またはその端数を増すごとに1とする。 《改正後に新設》 (管理者) 第5条 《省略》 2～3 《省略》 (1) 《省略》 (2) 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） (内容および手続の説明および同意) 第6条 《省略》 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サー</u>

改正後	改正前
<u>3</u> 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。 <u>4</u> <現行どおり> <u>5</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第8項</u>で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)～(2) <現行どおり> <u>6</u> <現行どおり> <u>7</u> <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。	<u>ビス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。 <改正後に新設> <u>3</u> <省略> <u>4</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)～(2) <省略> <u>5</u> <省略> <u>6</u> <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

改正後	改正前
(1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) <現行どおり> <u>9</u> <現行どおり> 第7条～第14条 <現行どおり> (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 <現行どおり> (1)～(2) <現行どおり> <u>(2)の2</u> 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 <u>(2)の3</u> 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (3)～(13) <現行どおり> (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等または薬剤師</u>に提供するものとする。 (14) <現行どおり> ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。 <u>イ</u> アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。 (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a 利用者の心身の状況が安定していること。 b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意	(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) <省略> <u>8</u> <省略> 第7条～第14条 <省略> (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 <省略> (1)～(2) <省略> <改正後に新設> <改正後に新設> (3)～(13) <省略> (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師</u>に提供するものとする。 (14) <省略> ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。 <改正後に新設>

改正後	改正前
思疎通を行うことができること。 c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ウ <現行どおり> (15)～(25) <現行どおり> (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の2第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるように配慮しなければならない。 (27) <現行どおり> 2～3 <現行どおり> 第16条～第23条の2 <現行どおり> (揭示) 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>）を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 <u>3</u> 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 第25条～第30条 <現行どおり> (記録の整備) 第31条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1)～(2) <現行どおり> (3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第18条の<u>規定による</u>本市への通知に係る記録 (5) 第28条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 第29条第2項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際してとった処置についての記録 第32条～第33条 <現行どおり>	イ <省略> (15)～(25) <省略> (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の2第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるように配慮しなければならない。 (27) <省略> 2～3 <省略> 第16条～第23条の2 <省略> (揭示) 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 <改正後に新設> 第25条～第30条 <省略> (記録の整備) 第31条 <省略> 2 <省略> (1)～(2) <省略> <改正後に新設> (3) 第18条に<u>規定する</u>本市への通知に係る記録 (4) 第28条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) 第29条第2項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際してとった処置についての記録 第32条～第33条 <省略>

(草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年草津市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 (管理者) 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 《現行どおり》 第8条～第9条 《現行どおり》 (利用定員等) 第10条 《現行どおり》 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）もしくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項および第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> (管理者)	第1条～第6条 《省略》 (管理者) 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 《省略》 第8条～第9条 《省略》 (利用定員等) 第10条 《省略》 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）もしくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（同条第7項および第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> (管理者)

改正後	改正前
第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 <現行どおり> 第12条～第32条 <現行どおり> (揭示) 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を揭示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 第34条～第40条 <現行どおり> (記録の整備) 第41条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1) <現行どおり> (2) 第22条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第25条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録	第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 <省略> 第12条～第32条 <省略> (揭示) 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。 <改正後に新設> 第34条～第40条 <省略> (記録の整備) 第41条 <省略> 2 <省略> (1) <省略> (2) 第22条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <改正後に新設> (3) 第25条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録

改正後			改正前		
(5) 第37条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 第38条第2項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (7) <現行どおり> 第42条 <現行どおり> (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第43条 <現行どおり> (1)～(9) <現行どおり> (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (12)～(15) <現行どおり> (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更にについて準用する。 2～3 <現行どおり> 第44条 <現行どおり> (従業者の員数等) 第45条 <現行どおり> 2～5 <現行どおり> 6 <現行どおり>			(4) 第37条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) 第38条第2項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (6) <省略> 第42条 <省略> (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第43条 <省略> (1)～(9) <省略> <改正後に新設> <改正後に新設> (10)～(13) <省略> (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更にについて準用する。 2～3 <省略> 第44条 <省略> (従業者の員数等) 第45条 <省略> 2～5 <省略> 6 <省略>		
<現行どおり>	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護医療院	<現行どおり>	<省略>	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> または介護医療院	<省略>
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>

改正後	改正前
7～13 《現行どおり》 (管理者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができるものとする。 2～3 《現行どおり》 第47条～第53条 《現行どおり》 (身体的拘束等の禁止) 第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。	7～13 《省略》 (管理者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）または指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）もしくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</u> 2～3 《省略》 第47条～第53条 《省略》 (身体的拘束等の禁止) 第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行っては

改正後	改正前
2 <現行どおり> <u>3</u> 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 第55条～第64条 <現行どおり> （利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） <u>第64条の2</u> 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。 （記録の整備） 第65条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1)～(2) <現行どおり> (3) 次条において準用する第22条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第54条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第25条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (8) <現行どおり>	ならない。 2 <省略> <改正後に新設> 第55条～第64条 <省略> <改正後に新設> （記録の整備） 第65条 <省略> 2 <省略> (1)～(2) <省略> (3) 次条において準用する第22条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第54条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第25条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (8) <省略>

改正後	改正前
第66条～第72条 <現行どおり> (管理者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2～3 <現行どおり> 第74条～第79条 <現行どおり> (管理者による管理) 第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 第81条～第83条 <現行どおり> (協力医療機関等) 第84条 <現行どおり> <u>2</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 <u>3</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。 <u>4</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に	第66条～第72条 <省略> (管理者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。 2～3 <省略> 第74条～第79条 <省略> (管理者による管理) 第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 第81条～第83条 <省略> (協力医療機関等) 第84条 <省略> <改正後に新設> <改正後に新設> <改正後に新設>

改正後	改正前
関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 7～8 <現行どおり> 第85条 <現行どおり> (記録の整備) 第86条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1) <現行どおり> (2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (7) <現行どおり> (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項および第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、<u>第62条および第64条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共	<改正後に新設> <改正後に新設> 2～3 <省略> 第85条 <省略> (記録の整備) 第86条 <省略> 2 <省略> (1) <省略> (2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (7) <省略> (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項および第40条第5項を除く。）、第57条、第60条<u>および第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事

改正後	改正前
同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号および第3号、第33条第1項ならびに第38条の2第1号および第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第88条～第92条 <現行どおり>	業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号および第3号、第33条第1項ならびに第38条の2第1号および第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第88条～第92条 <省略>

(草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年草津市条例第17号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第3条 <現行どおり> (従業者の員数) 第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。 2 <u>指定居宅介護支援事業者である</u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。 (管理者) 第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予	第1条～第3条 <省略> (従業者の員数) 第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」<u>という。</u>)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。 <改正後に新設> (管理者) 第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>前項に規定する</u>管理者は、専らその職務に従事す

改正後	改正前
<u>防支援事業者が前項の規定により置く</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、または当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 <u>3</u> 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。 <u>4</u> 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （内容および手続の説明および同意） 第6条 ＜現行どおり＞ 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者またはその家族に対し</u>、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 <u>3</u> 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章および次章において同じ。）の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならない。 <u>4～8</u> ＜現行どおり＞ 第7条～第11条 ＜現行どおり＞ （利用料等の受領）	る者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、または当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 ＜改正後に新設＞ ＜改正後に新設＞ （内容および手続の説明および同意） 第6条 ＜省略＞ 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 ＜改正後に新設＞ <u>3～7</u> ＜省略＞ 第7条～第11条 ＜省略＞ （利用料等の受領）

改正後	改正前
第12条 《現行どおり》 <u>2</u> 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。 <u>3</u> 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条第1項</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(3) 《現行どおり》 (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章および第5章の規定（<u>第32条第29号の規定を除く。</u>）を遵守するよう措置させなければならないこと。 第15条～第22条の2 《現行どおり》 (揭示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>）を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した	第12条 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（<u>平成11年厚生省令第36号</u>）第140条の66<u>第1項</u>第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(3) 《省略》 (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章および第5章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 第15条～第22条の2 《省略》 (揭示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>

改正後	改正前
書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 <u>3</u> 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 第24条～第29条 <現行どおり> (記録の整備) 第30条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1) <現行どおり> (2) <現行どおり> ア～ウ <現行どおり> エ 第32条第15号<u>の規定による</u>評価の結果の記録 オ <現行どおり> <u>(3)</u> 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第2号の2および第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 <u>(4)</u> 第17条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録 <u>(5)</u> 第27条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 <u>(6)</u> 第28条第2項<u>の規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 第31条 <現行どおり> (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 <現行どおり> (1)～(2) <現行どおり> <u>(2)の2</u> 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 <u>(2)の3</u> 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (3)～(15) <現行どおり> (16) <現行どおり> ア 少なくとも指定介護予防サービス等の提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。	を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 <改正後に新設> 第24条～第29条 <省略> (記録の整備) 第30条 <省略> 2 <省略> (1) <省略> (2) <省略> ア～ウ <省略> エ 第32条第15号<u>に規定する</u>評価の結果の記録 オ <省略> <改正後に新設> <u>(3)</u> 第17条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録 <u>(4)</u> 第27条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 <u>(5)</u> 第28条第2項<u>に規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 第31条 <省略> (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 <省略> (1)～(2) <省略> <改正後に新設> <改正後に新設> (3)～(15) <省略> (16) <省略> ア 少なくとも指定介護予防サービス等の提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回<u>および指定介護予防サービス等の評価期間が終了す</u>

改正後	改正前
イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。 (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a 利用者の心身の状況が安定していること。 b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ウ サービスの評価期間が終了する月および利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 エ 利用者の居宅を訪問しない月（<u>ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。</u>）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 オ <現行どおり> (17)～(28) <現行どおり> (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支	<u>る月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u> <改正後に新設> <改正後に新設> イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ウ <省略> (17)～(28) <省略> <改正後に新設>

改正後	改正前
援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。 第33条～第35条 《現行どおり》	第33条～第35条 《省略》

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示にかかる経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）

第35条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第66条および87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第23条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体拘束等の適正化にかかる経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第93条第7号および第198条第7号ならびに新地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置にかかる経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第107条の2（新地域密着型サービス基準条例第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）および新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第173条第1項（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市漁港等管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 1 2 号

草津市漁港等管理条例の一部を改正する条例

草津市漁港等管理条例（昭和 6 1 年草津市条例第 2 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、漁港（<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条の規定に基づく漁港をいう。）および舟だまり（同法および港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）の適用を受けない法定外港湾をいう。）のうち市が管理するもの（以下これらを「市漁港等」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 2 1 条 <現行どおり> 別表第 1 ～別表第 2 <現行どおり>	（趣旨） 第 1 条 この条例は、漁港（<u>漁港漁場整備法</u>（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条の規定に基づく漁港をいう。）および舟だまり（同法および港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）の適用を受けない法定外港湾をいう。）のうち市が管理するもの（以下これらを「市漁港等」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 2 1 条 <省略> 別表第 1 ～別表第 2 <省略>

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 1 3 号

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

草津市上水道事業給水条例（昭和 3 7 年草津市条例第 2 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、草津市上水道事業（以下「上水道事業」という。）の給水についての料金および給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7	（趣旨） 第 1 条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、草津市上水道事業（以下「上水道事業」という。）の給水についての料金および給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7

改正後	改正前
号。以下「法」という。）第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）の費用負担その他の供給条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 第2条～第43条 <現行どおり>	号。以下「法」という。）第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）の費用負担その他の供給条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 第2条～第43条 <省略>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第14号

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第50条 <現行どおり> (市民税の減免) 第51条 <現行どおり> 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 <u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) <現行どおり> 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第52条～第70条 <現行どおり> (固定資産税の減免) 第71条 <現行どおり>	第1条～第50条 <省略> (市民税の減免) 第51条 <省略> 2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) <省略> 3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第52条～第70条 <省略> (固定資産税の減免) 第71条 <省略>

改正後	改正前
2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) <現行どおり> 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第72条～第139条の2 <現行どおり> (特別土地保有税の減免) 第139条の3 <現行どおり> 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、または取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) <現行どおり> 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第140条～第155条 <現行どおり> 付 則 第1条～第2条の5 <現行どおり> (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) <u>第2条の6</u> 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項および次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の	2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) <省略> 3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第72条～第139条の2 <省略> (特別土地保有税の減免) 第139条の3 <省略> 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) <省略> 3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第140条～第155条 <省略> 付 則 第1条～第2条の5 <省略> <改正後に新設>

改正後	改正前
末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項または第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「までならびに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第4条～第4条の4 <現行どおり> （令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除） <u>第4条の5</u> 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項および第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条および付則第4条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6、第	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「までならびに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第4条～第4条の4 <省略> <改正後に新設>

改正後	改正前
34条の8から第34条の10まで、付則第2条の5第2項、付則第4条第1項、付則第4条の3の2第1項、前条および付則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第2項、第47条の5第1項および前条の規定の適用については、第34条の8第2項および前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項および第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。 (令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例) <u>第4条の6</u> 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額またはその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金	〈改正後に新設〉

改正後	改正前
額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項および次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項および次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）および同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。 (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民	

改正後	改正前
税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。 （令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例） <u>第4条の7</u> 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ）の合算額（以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額（以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1	〈改正後に新設〉

改正後	改正前
期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)ならびに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。) は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以	

改正後	改正前
上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年	

改正後	改正前
の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第4条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はなしとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る	

改正後	改正前
個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第4条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。 (令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) <u>第4条の8</u> 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項および第4項に規定することにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6、第34条の8から第34条の10まで、付則第2条の5第2項、付則第4条第1項、付則第4条の3の2第1項、付則第4条の4および付則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第5条 <現行どおり> 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の8、第34条の9、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項、付則第4条の3の2第1項および付則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	<改正後に新設> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第5条 <省略> 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の8、第34条の9、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項、付則第4条の3の2第1項および前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

改正後	改正前
3 前項の規定の適用がある場合における第34条の10第1項、<u>付則第4条の5第1項および前条の規定の適用については、第34条の10第1項中「前2条」とあるのは、「前2条ならびに付則第5条第2項」と、付則第4条の5第1項中「前条および」とあるのは「前条、付則第5条第2項および」と、前条中「付則第4条の4および」とあるのは「付則第4条の4、次条第2項および」とする。</u> 第6条～第7条 <現行どおり> (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 <現行どおり> 2～13 <現行どおり> <u>14 固定資産税に係る法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</u> <u>15 固定資産税に係る法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>16 固定資産税に係る法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>17 固定資産税に係る法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>18 固定資産税に係る法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>19 固定資産税に係る法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>20 固定資産税に係る法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>21 <現行どおり></u> <改正前を削る> 22 固定資産税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 23 固定資産税に係る法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>24 固定資産税に係る法附則第15条第38項に規</u>	3 前項の規定の適用がある場合における第34条の10第1項の規定の適用については、<u>同項中「前2条」とあるのは、「前2条ならびに付則第5条第2項」とする。</u> 第6条～第7条 <省略> (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 <省略> 2～13 <省略> <改正後に新設> <u>14 固定資産税に係る法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>15 固定資産税に係る法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>16 固定資産税に係る法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>17 固定資産税に係る法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>18 固定資産税に係る法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>19 固定資産税に係る法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>20 <省略></u> <u>21 固定資産税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> 22 固定資産税に係る法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 23 固定資産税に係る法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <改正後に新設>

改正後	改正前
定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>25</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>26</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>27～28</u> <現行どおり> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 <現行どおり> 2 <現行どおり> <u>3</u> 市長は、<u>法附則第15条の7第1項</u>または<u>第2項</u>の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、<u>法附則第15条の7第3項</u>に規定する期間内に<u>施行規則附則第7条第4項</u>に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が<u>法附則第15条の7第1項</u>または<u>第2項</u>に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項または第2項の規定を適用することができる。 <u>4～8</u> <現行どおり> <u>9</u> <u>法附則第15条の9第4項</u>の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) <現行どおり> <u>10</u> <u>法附則第15条の9第9項</u>の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) <現行どおり> <u>11</u> <u>法附則第15条の9の2第1項</u>に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受	<u>24</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>25</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>26～27</u> <省略> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 <省略> 2 <省略> <改正後に新設> <u>3～7</u> <省略> <u>8</u> <u>法附則第15条の9第4項</u>の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) <省略> <u>9</u> <u>法附則第15条の9第9項</u>の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) <省略> <u>10</u> <u>法附則第15条の9の2第1項</u>に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受

改正後	改正前
けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) <現行どおり> 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) <現行どおり> 13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) <現行どおり> 14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) <現行どおり> (5) <u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) <現行どおり> 15 <現行どおり> （土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義 第8条 次条から付則第11条までにおいて、次の	けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) <省略> 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) <省略> 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) <省略> 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) <省略> (5) <u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) <省略> 14 <省略> （土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第8条 次条から付則第11条までにおいて、次の各

改正後	改正前
号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) 《現行どおり》 (<u>令和7年度または令和8年度</u>における土地の価格の特例) 第8条の2 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分または令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地または令和7年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例) 第9条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産	号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) 《省略》 (<u>令和4年度または令和5年度</u>における土地の価格の特例) 第8条の2 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分または令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例) 第9条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固

改正後	改正前
税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度分から令和8年度分までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度分から令和8年度分までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水	定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水

改正後	改正前				
準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</u>	準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</u>				
<u>第9条の2 削除</u>	<u>（用途変更宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税）</u>				
（農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）	<u>第9条の2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。</u>				
第10条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</u>	（農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第10条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</u>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="240 1854 510 1895"><現行どおり></td><td data-bbox="512 1854 778 1895"><現行どおり></td></tr> </table>	<現行どおり>	<現行どおり>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="839 1854 1106 1895"><省略></td><td data-bbox="1107 1854 1374 1895"><省略></td></tr> </table>	<省略>	<省略>
<現行どおり>	<現行どおり>				
<省略>	<省略>				
第10条の2～第11条の2 <現行どおり> （特別土地保有税の課税の特例）	第10条の2～第11条の2 <省略> （特別土地保有税の課税の特例）				

改正後	改正前
第12条 付則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第8条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2または附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号および第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 <現行どおり> 第12条の2～第13条の2 <現行どおり> （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第13条の3 <現行どおり> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり> (1)～(4) <現行どおり> (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第13条の4 <現行どおり> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり> (1)～(4) <現行どおり> (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付	第12条 付則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第8条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2または附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号および第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る付則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 <省略> 第12条の2～第13条の2 <省略> （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第13条の3 <省略> 2 <省略> 3 <省略> (1)～(4) <省略> <改正後に新設> （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第13条の4 <省略> 2 <省略> 3 <省略> (1)～(4) <省略> <改正後に新設>

改正後	改正前
則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 4 <現行どおり> 第14条 削除 第14条の2 <現行どおり> <改正前を削る> (都市計画税に係る<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合) 第14条の3 都市計画税に係る<u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) 第14条の4 都市計画税に係る<u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合) 第14条の5 都市計画税に係る<u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合) 第14条の6 都市計画税に係る<u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 第15条 <現行どおり> (宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) 第15条の2 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該</u>	4 <省略> (昭和45年度分の固定資産税の特例) 第14条 昭和45年度分の固定資産税に限り、第67条第1項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは「5月1日から6月1日まで」とする。 第14条の2 <省略> (都市計画税に係る法附則第15条第32項の条例で定める割合) 第14条の3 都市計画税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合) 第14条の4 都市計画税に係る<u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合) 第14条の5 都市計画税に係る<u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <改正後に新設> (都市計画税に係る<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合) 第14条の6 都市計画税に係る<u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 第15条 <省略> (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) 第15条の2 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該</u>

改正後	改正前
価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税	価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る<u>令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税

改正後	改正前				
の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の都市計画税の特例） 第16条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 <table border="1" data-bbox="245 1951 783 1995"> <tr> <td><現行どおり></td><td><現行どおり></td></tr> </table>	<現行どおり>	<現行どおり>	の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の都市計画税の特例） 第16条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 <table border="1" data-bbox="837 1951 1375 1995"> <tr> <td><省略></td><td><省略></td></tr> </table>	<省略>	<省略>
<現行どおり>	<現行どおり>				
<省略>	<省略>				

改正後	改正前
第16条の2～第17条の2 《現行どおり》 (読替規定) 第18条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項もしくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3または第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。 <u>第19条 削除</u> <u>第20条 削除</u> <u>第20条の2 削除</u>	第16条の2～第17条の2 《省略》 (読替規定) 第18条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで、第38項、第39項、第43項もしくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3または第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または<u>法附則第15条から第15条の3までもしくは第63条</u>」とする。 <u>(市街化区域農地に対して課する固定資産税および都市計画税の減額)</u> <u>第19条 昭和47年度分の固定資産税または都市計画税に限り付則第10条の3第1項の表の第1号に掲げる市街化区域農地で耕作の用に供されていると認められる農地（当該農地で市街地内に点在するものにあつては都市の緑化に寄付し、または将来緑地として残すことが適当であると認められるものとする。）（以下「特例対象農地」という。）に対して課する固定資産税または都市計画税については、当該特例対象農地に係る固定資産税額または都市計画税額と当該特例対象農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして付則第10条または付則第16条の規定によつて算定した税額との差額に相当する額を当該特例対象農地に係る固定資産税額または都市計画税額からそれぞれ減額するものとする。</u> <u>2 前項の規定により固定資産税額または都市計画税額を減額する場合においては、草津市農地課税審議会の議を経て、付則第10条の3第1項の表の第1号に掲げる市街化区域農地が特例対象農地に該当するかどうかの認定をしなければならない。</u> <u>(農地課税審議会)</u> <u>第20条 前条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、草津市農地課税審議会を置く。</u> <u>(用途変更宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税)</u> <u>第20条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法附則第18条</u>

改正後	改正前
(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条 <現行どおり> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり> (1)～(4) <現行どおり> <u>(5)</u> 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 第21条の2～第21条の3 <現行どおり> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第22条 <現行どおり> 2～4 <現行どおり> 5 <現行どおり> (1)～(4) <現行どおり> <u>(5)</u> 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第23条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1)～(4) <現行どおり> <u>(5)</u> 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 第23条の2 <現行どおり> (先物取引に係る雑所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1)～(4) <現行どおり> <u>(5)</u> 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	<u>の3の規定を適用しないこととする。</u> (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条 <省略> 2 <省略> 3 <省略> (1)～(4) <省略> <改正後に新設> 第21条の2～第21条の3 <省略> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第22条 <省略> 2～4 <省略> 5 <省略> (1)～(4) <省略> <改正後に新設> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第23条 <省略> 2 <省略> (1)～(4) <省略> <改正後に新設> 第23条の2 <省略> (先物取引に係る雑所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条 <省略> 2 <省略> (1)～(4) <省略> <改正後に新設> (特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

改正後	改正前
第24条の2 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1)～(4) <現行どおり> (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3～4 <現行どおり> 5 <現行どおり> (1)～(4) <現行どおり> (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 (条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条の3 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1)～(4) <現行どおり> (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3～4 <現行どおり> 5 <現行どおり> (1)～(4) <現行どおり> (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 6 <現行どおり> 第25条～第28条 <現行どおり> (用途変更宅地等に係る固定資産税および都市計画税の特例) 第29条 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項</u>の規定により、同項に規定する各年度分の固定資産税および都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）および第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しな	第24条の2 <省略> 2 <省略> (1)～(4) <省略> <改正後に新設> 3～4 <省略> 5 <省略> (1)～(4) <省略> <改正後に新設> (条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条の3 <省略> 2 <省略> (1)～(4) <省略> <改正後に新設> 3～4 <省略> 5 <省略> (1)～(4) <省略> <改正後に新設> 6 <省略> 第25条～第28条 <省略> (用途変更宅地等に係る固定資産税および都市計画税の特例) 第29条 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項</u>の規定により、同項に規定する各年度分の固定資産税および都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）および第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）<u>において読み替え</u>

改正後	改正前
いこととする。	<u>て準用する法附則第18条の3</u> の規定を適用しないこととする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第15号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> (課税額) 第2条 <現行どおり> 2 <現行どおり> 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 <現行どおり> 第3条～第16条 <現行どおり> (国民健康保険税の減額) 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合は、<u>24万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）の合算額とする。 (1) <現行どおり> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ <現行どおり> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者	第1条 <省略> (課税額) 第2条 <省略> 2 <省略> 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 <省略> 第3条～第16条 <省略> (国民健康保険税の減額) 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合は、<u>22万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）の合算額とする。 (1) <省略> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ <省略> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者

改正後	改正前
および特定同一世帯所属者1人につき <u>54万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ <現行どおり> 2～3 <現行どおり> 第17条の2～第22条 <現行どおり>	および特定同一世帯所属者1人につき <u>53万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ <省略> 2～3 <省略> 第17条の2～第22条 <省略>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（令和6年4月1日揭示済み）

規 則

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第3号

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 <現行どおり> （特定教育・保育における利用者負担額） 第3条 <現行どおり> 2 <現行どおり> <u>3 前2項の規定にかかわらず、草津市以外の市町村の教育・保育給付認定を受けた教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該教育・保育給付認定を行った市町村が定める額とする。</u> 第4条～第12条 <現行どおり> 別表第1～別表第2 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第12号 <現行どおり>	第1条～第2条 <省略> （特定教育・保育における利用者負担額） 第3条 <省略> 2 <省略> <改正後に新設> 第4条～第12条 <省略> 別表第1～別表第2 <省略> 別記様式第1号～別記様式第12号 <省略>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和6年3月27日揭示済み)

草津市まちづくり協議会交付金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第4号

草津市まちづくり協議会交付金規則の一部を改正する規則

草津市まちづくり協議会交付金規則（平成24年草津市規則第30号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第1条～第2条 <現行どおり> (交付金の種類等)			第1条～第2条 <省略> (交付金の種類等)		
第3条 交付金の種類、交付の対象となる取組みおよび交付金の額は次のとおりとする。			第3条 交付金の種類、交付の対象となる取組みおよび交付金の額は次のとおりとする。		
交付金の種類	交付の対象となる取組み	交付金の額	交付金の種類	交付の対象となる取組み	交付金の額
地域まちづくり一括交付金	<現行どおり>	市長が予算の範囲内で定める額とし、事業費に対する交付金の額は、別表第2に掲げる額の合計額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。 <u>ただし、前年度の交付金の額より下回る場合は、前年度の交付金の額とする。</u>	地域まちづくり一括交付金	<省略>	市長が予算の範囲内で定める額とし、事業費に対する交付金の額は、別表第2に掲げる額の合計額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>
2 <現行どおり> (交付金の申請兼請求)			2 <省略> (交付金の申請兼請求)		
第4条 <現行どおり>			第4条 <省略>		
2 <現行どおり>			2 <省略>		

改正後	改正前																
<u>3 同一の事業については、第1項の交付金を重複して申請することはできないものとする。</u> 第5条～第7条 <現行どおり> (実績報告) 第8条 <現行どおり> 2 <現行どおり> 3 交付金に余剰が生じたときは、交付年度において精算し返還を行うものとする。 第9条～第12条 <現行どおり> 別表第1 <現行どおり> 別表第2 (第3条関係) <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>限度額の算定方法</th></tr> <tr> <td><現行どおり></td><td><現行どおり></td></tr> <tr> <td>世帯割</td><td>予算額に100分の<u>20</u>を乗じて得た額に、各協議会区域内の世帯数を乗じ、本市の総世帯数で除して得た額(千円未満切り捨て)</td></tr> <tr> <td>高齢者割</td><td>予算額に100分の<u>40</u>を乗じて得た額に、各協議会区域内の高齢者人口を乗じ、本市の高齢者人口で除して得た額(千円未満切り捨て)</td></tr> </table> 備考 1 <現行どおり> 2 「各協議会区域内の世帯数」とは、<u>区域内の住民基本台帳に基づく世帯数と行政事務委託料の積算に基づく世帯数のどちらか多い方で算出し、「本市の総世帯数」は「各協議会区域内の世帯数」を合計したもので算出する。なお、区域内の住民基本台帳に基づく世帯数は、当該交付申請のあった日の属する年度の前年度の9月30日を基準日とし、行政事務委託料の積算に基づく世帯数は、当該交付申請のあった日の属する年度の前年度の10月15日を基準日とする。</u> 3 「本市の高齢者人口」とは、<u>当該交付申請のあった日の属する年度の前年度の9月30日を基準日として算出するものとする。</u> 4 備考2の住民基本台帳に基づく世帯数および備考3の人口は、住民基本台帳法(昭和42年	区分	限度額の算定方法	<現行どおり>	<現行どおり>	世帯割	予算額に100分の <u>20</u> を乗じて得た額に、各協議会区域内の世帯数を乗じ、本市の総世帯数で除して得た額(千円未満切り捨て)	高齢者割	予算額に100分の <u>40</u> を乗じて得た額に、各協議会区域内の高齢者人口を乗じ、本市の高齢者人口で除して得た額(千円未満切り捨て)	<改正後に新設> 第5条～第7条 <省略> (実績報告) 第8条 <省略> 2 <省略> 3 交付金に余剰が生じたときは、交付年度において精算し返還を行うものとする。<u>ただし、地域課題解決応援交付金についてはこの限りではない。</u> 第9条～第12条 <省略> 別表第1 <省略> 別表第2 (第3条関係) <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>限度額の算定方法</th></tr> <tr> <td><省略></td><td><省略></td></tr> <tr> <td>世帯割</td><td>予算額に100分の<u>30</u>を乗じて得た額に、各協議会区域内の世帯数を乗じ、本市の総世帯数で除して得た額(千円未満切り捨て)</td></tr> <tr> <td>高齢者割</td><td>予算額に100分の<u>30</u>を乗じて得た額に、各協議会区域内の高齢者人口を乗じ、本市の高齢者人口で除して得た額(千円未満切り捨て)</td></tr> </table> 備考 1 <省略> 2 <u>区域内の世帯数、本市の総世帯数、区域内および本市の高齢者人口は当該交付申請のあった日の属する年度の前年度の10月31日を基準日として算出するものとする。</u> 3 備考2の世帯数および人口は、<u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている世帯、高齢者の数により算出するものとする。この場合において、65歳以上の者を高齢者とする。</u> <改正後に新設>	区分	限度額の算定方法	<省略>	<省略>	世帯割	予算額に100分の <u>30</u> を乗じて得た額に、各協議会区域内の世帯数を乗じ、本市の総世帯数で除して得た額(千円未満切り捨て)	高齢者割	予算額に100分の <u>30</u> を乗じて得た額に、各協議会区域内の高齢者人口を乗じ、本市の高齢者人口で除して得た額(千円未満切り捨て)
区分	限度額の算定方法																
<現行どおり>	<現行どおり>																
世帯割	予算額に100分の <u>20</u> を乗じて得た額に、各協議会区域内の世帯数を乗じ、本市の総世帯数で除して得た額(千円未満切り捨て)																
高齢者割	予算額に100分の <u>40</u> を乗じて得た額に、各協議会区域内の高齢者人口を乗じ、本市の高齢者人口で除して得た額(千円未満切り捨て)																
区分	限度額の算定方法																
<省略>	<省略>																
世帯割	予算額に100分の <u>30</u> を乗じて得た額に、各協議会区域内の世帯数を乗じ、本市の総世帯数で除して得た額(千円未満切り捨て)																
高齢者割	予算額に100分の <u>30</u> を乗じて得た額に、各協議会区域内の高齢者人口を乗じ、本市の高齢者人口で除して得た額(千円未満切り捨て)																

改正後	改正前
法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている世帯、高齢者の数により算出するものとする。この場合において、65歳以上の者を高齢者とする。 5 備考2の行政事務委託料の積算に基づく世帯数は、町内会（行政連絡区域）から報告を受けた世帯数により算出するものとする。 別記様式第1号～別記様式第9号 《現行どおり》	《改正後に新設》 別記様式第1号～別記様式第9号 《省略》

付 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置等）
- この規則による改正後の草津市まちづくり協議会交付金規則の規定は、令和6年度以後の予算により支出する交付金について適用し、令和5年度分以前の予算により支出された交付金については、なお従前の例による。
- 地域課題解決応援交付金を申請できる期間は、令和6年度から令和9年度までとする。

（令和6年3月27日揭示済み）

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第5号

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年草津市規則第18号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第39条 《現行どおり》 別表第1～別表第6 《現行どおり》 別表第7（第16条関係） （別添1-1のとおり） 別表第7の2 降格時号給対応表（第17条の2関係） （別添2-1のとおり） 別表第7の3～別表第8 《現行どおり》	第1条～第39条 《省略》 別表第1～別表第6 《省略》 別表第7（第16条関係） （別添1-2のとおり） 別表第7の2 降格時号給対応表（第17条の2関係） （別添2-2のとおり） 別表第7の3～別表第8 《省略》

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

改正後

別添 1 - 1
別表第 7 (第 16 条関係)
昇格時号給対応表
イ 一般行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格時の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
54	21	37	38			30
55	22	38	39			30
56	22	38	40			30
57	23	39	41			31
58	23	39	42			31
59	24	40	43			31
60	24	40	44			31
61	25	41	45			31
62	25	42	45			31
63	26	43	45			31
64	26	44	46			31
65	27	45	46			31
66	27	45	46			31
67	28	46	47			31
68	28	46	47			31
69	29	47	47			31
70	29	47	48			31
71	29	48	48			31
72	30	48	48			31
73	30	49	49			31
74	30	49	49			31
75	31	49	49			31
76	31	49	50			31
77	31	49	50			31
78	32	50	50			32
79	32	50	51			32
80	32	50	51			32
81	33	50	51			32
82	33	50	52			32
83	33	51	52			32
84	34	51	52			32
85	34	51	53			33
86	34	51	53			
87	35	51	53			
88	35	52	53			
89	35	52	54			
90	36	52	54			
91	36	52	54			
92	36	52	54			
93	37	53	55			
94		53	55			
95		53	55			
96		53	55			
97		53	55			
98		54	55			
99		54	55			
100		54	56			
101		54	56			
102		54	56			
103		55	56			
104		55	56			
105		55	56			
106		55	56			
107		55	57			
108		56	57			
109		56	57			
110		56	57			
111		56	57			
112		56	57			
113		56	57			
114		56				
115		56				
116		56				
117		57				
118		57				
119		57				
120		57				
121		57				
122		57				
123		57				
124		57				
125		57				

備考 <現行どおり>

改正前

別添 1 - 2
別表第 7 (第 16 条関係)
昇格時号給対応表
イ 一般行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格時の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
54	22	38	38			30
55	23	39	39			30
56	24	40	40			30
57	25	41	41			31
58	25	41	42			31
59	25	42	43			31
60	26	42	44			31
61	26	43	45			31
62	26	43	45			31
63	27	44	45			31
64	27	44	46			31
65	27	45	46			31
66	28	45	46			31
67	28	46	47			31
68	28	46	47			32
69	29	47	47			32
70	29	47	48			32
71	30	48	48			32
72	30	48	48			32
73	31	49	49			32
74	31	49	49			32
75	32	49	49			32
76	32	49	50			32
77	33	50	50			32
78	33	50	50			32
79	34	50	51			32
80	34	50	51			32
81	35	51	51			33
82	35	51	52			33
83	36	51	52			34
84	36	51	52			34
85	37	52	53			35
86	37	52	53			
87	38	52	53			
88	38	52	53			
89	39	53	54			
90	39	53	54			
91	40	53	54			
92	40	53	54			
93	41	53	55			
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	55			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	56			
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	58			
109		56	58			
110		57	58			
111		57	58			
112		57	58			
113		57	59			
114		57				
115		57				
116		58				
117		58				
118		58				
119		58				
120		58				
121		58				
122		59				
123		59				
124		59				
125		59				

備考 <省略>